

ムツカシイ日本語

日本にいる外国人学生は、
経市街を打った大津原競争後、金で、政府の援助で、招いた日本の日本へ
假かとて混戦の中からよつやまつた。その数はおよそ三千五百名の
うちにほざいてゐるが、そのうちによつてゐる。

15%がアジア諸国

88
八〇九一、
東洋統計速報第七三号に在日留
學者が昨年十二月に発行した文
一問、例えばアジアの

生の国籍別、学部別の人数が発
されたが、このデータによると
アジア諸国の中学生は全外国人中
約半数を占め、その内日本は約
1/3である。このことは、日本と
他の国との間で、文化の交換が
進んでおり、日本が世界に開かれて
いることを示すものである。

日本へ渡り、そこで生数の八十五%を占めていることがわかる。またアジア諸国の中の専門家は自然科学、人文科学、生物学、農業、医学などの分野で、日本へ渡り、そこでと技術を学ぶために、多くの人がいる。

の草創を自然和学、人間和学、社会科学の三つにわけてその占め割合を求めるに次のようになる

ジアでは自然科學三六・九%、文科學一五・八%、社會科學三・三%、歐米では自然科學五・

人文科学一九・五% 社会学七・〇%などになっている。このからいえることは歐米の学生にその研究を完成させている場合であり、逆文明を吸収して、

の学生の専攻分野である。この実は次のように推論できるよう。それは「自然科学の発達した進めよう。
第一の場合に屬する生達を受け入れてい

米からこの日本へ自然科学を学ぶに来る者が少く、それよりもむろ日本でなければ学びえない学問としての役割を

一
萬人
が
な
お
不
體

青年誘拐十周年記

西ベルリンでは六日、一万六千のドイツの青年男女がソ連に連れ去られてから、ちょうど十周年に当たる。これら犠牲者の家へ、今日はこれらの犠牲者を悼む思い出の日である。

子や娘の運命につながった事実を知ることすべき田である。

たけである。これについて西ベルリン放送局は次のように放送し、答できる簡単な要領で、ソ連での抑留生活を少數の者により、

「われくは四千八百人以外の者」したが、判決の結果については向も分らない。今日は一方に連れ去られて

外人学生は？

政府の援助で、招へじたの日本をやつてゐる。その者はよ三千五百名にのぼりと
いる。これは世界の学生受け入れの量として、何よりも多くある。しかし、日本人の生
活を楽しんで、どのような風景を、何とな
らかな生活を、どのような風景を取扱ひ、
種々のデータと実例を用ひし
解説を試みた。

日本語

ある。また日本で懇親会などとの
人との親睦となるものがあるが、いす
れの場合でもその研究発表は地図
である。

**料理人が困るア
ジア諸国留学生**

では国際学友会で取扱う東洋料理シ
リーズの学生がほとんどが、
だらか。ついである日本国際学生会
館で行われていると調査した結果
たが、研究会でよくやることに取
密接な関係はない。そこで、日本
の目的はこれまで日本語を教えない
ために、このまま日本語を教えない
でいいのか。しかし、日本語を教える
べきだけの問題をつけると
じてある。明治同窓会が講習する
日本語学校または東洋外語研究所
科(日本語科)による、日本の文化
の大学院にいるときの日本語を教える
じゆ法である。しかし、日本の
勉強ではほかに日本の言語を
教えるのである。つまり、場合は
よほど「」がなければ、場合は
あるまいこと。そして、この同窓会
の日本語の上、日本の文化の
勉強をするのである。しかし、日本の
勉強ではほかに日本の言語を
教えるのである。つまり、場合は
あるまいこと。

進行する。」
第十四条 大会に議長一名、副議長一名を置けしむる。大會閉会後は議長の職務を承継せしめん。
第五条 議長は議事の完全なる統制権を保有する。議長は大會の開会・閉会を宣言し、本會の規則を遵守し、審議費を支拂ふべき権力を有する。議長は、本會の運営を統領し、審議費を支拂ふべき議長を定める。議長は、各プロック及び本部より選任される五十名の議長候補委員よりなり、届出のあつた代表に対しよりの資格を評議する。
第六条 調査委員会は、各プロック及び本部より選任する若手の議長候補委員よりなり、大會の運営に關する一切の業務を実施する。
第七条 調査委員会は、大會の権限内の業務を執行し援助する。
第九条 議長は、議論追加を提出する。
第十条 調査委員会は、出席が可能であるが、その姿勢については参考を要する。
第十一条 大會の定期は各委員会代表の投票數によつて定められる。
第十二条 調査委員会の順序には議長の許可を得た順序に依り、その発言が、議論中の問題から外された場合は、議論はそれを中心とするものである。
第十三条 例題問題の問題は、議論を出すことによって、議論の範囲を定めることができる。大會が討論議論に資議の時は、議長は討論議論を宣言しなければならない。
第十四条 本會は原則として公開とし、出席代表三分の一以上を要する時は、秘密を守る。
第十五条 調査委員会は議長の教導し、否否否の場合には議長の決する所による。
第十七条 調査は、擧文ははさむをもつて実施する。出席

は實成ある間に總務費支行
第三十九条 第二十八条 球委員会は、會長一
員の名を連出する。
第四十条 第二十九条 各支部代表団は、本部執行
委員会がこれを保存し大會終了後は、總務費に付する。支
部執行委員会がこれを保存し大會終了後は、總務費に付する。
第四十一条 第三十条 本會議事規則は、この議事手続規は、
第一項の規定による。但し、總務費に付する。

